

生駒市の空き家に関する取組

空き家に関する相談・支援

空き家の流通促進・利活用に使える制度もあります！

※必ず工事・診断の契約前にご相談ください。

■ 空き家相談窓口

奇数月第2水曜日に市役所会議室で専門家による相談窓口を開設しています(無料、40分程度、要予約)。
* 予約は各相談日の5日前までに、直接か電話で生駒市建築課(3階)

■ 空き家セミナー

空き家になる前に準備しておくことや、空き家の維持管理、空き家の活用方法について年2回セミナーを実施しています。

■ 空き家等バンク制度

市民による地域コミュニティ活動、文化活動及び公共的事業を実施する団体を対象に空き家等バンク制度を実施しています。

■ 耐震・リフォーム等の住宅相談窓口

専門相談員による耐震・リフォーム等の住宅相談を毎月第3木曜日午後、市役所会議室で行っています(無料、40分程度、要予約)。

■ 既存住宅流通等促進奨励金

(1件30万円)

市内にある中古住宅を購入し、省エネ・耐震・バリアフリー等の工事を行い、新たにその住宅に住む所有者に奨励金を交付します。

■ 住宅省エネルギー改修工事補助金

(上限50万円・工事費用の3分の1)

環境負荷低減のため住宅省エネルギー改修工事にかかった費用に対し、その費用の一部を補助します。

■ 既存住宅耐震診断補助金

(上限2万円・診断費用の3分の2)

建物の耐震性を調査する費用の一部を補助します。

■ 既存住宅耐震改修工事補助金

(上限50万円・工事費用の3分の1)

地震に対する安全性の向上を図るために行なう耐震改修工事又はシェルター型耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

特定空き家(流通促進や利活用が難しく倒壊の恐れのある空き家)への取り組みも進めています。

生駒市空き家等の適正管理に関する条例 (平成25年7月1日施行)

生駒市は、生駒市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、老朽化が進み倒壊の恐れがある空き家等について所有者への指導・助言をしています。

解体等の補助金 ※必ず工事・処分の契約前に相談してください。

老朽危険家屋の解体や家財処分費用の補助金

老朽化した危険な空き家(一定の基準を満たしたもの)の解体費用や、空き家の家財処分等の費用に対し、その費用の一部を補助します。

解体工事や家財処分に契約や着手する前に補助申請の手続きが必要ですので注意してください。

・解体費用の補助…解体費用の3分の1(上限50万円)

・家財処分費用の補助…家財処分費用の2分の1(上限10万円)

※空き家バンクの登録物件も利用可

既存住宅の解体補助(解体費用の23%で、上限50万円) ※平成29年度実施予定

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、耐震診断を行い、耐震性が低いとされた場合に解体費用の一部を補助します。

詳しくはお問合せください。 建築課・都市計画課住宅政策室 0743-74-1111

生駒市 地域活力創生部 いこまの魅力創造課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38 TEL: 0743-74-1111

平成29年3月発行